

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の雇用の促進等に関する法律
根拠条項	第31条
処分の概要	障害者就業・生活支援センターに対する監督命令
法令の定め	(監督命令) 第31条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者就業・生活支援センターに対し、第二十八条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
処分基準	第31条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者就業・生活支援センターに対し、第二十八条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
処分担当課	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ (電話番号：011-204-5099)
問い合わせ先	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ (電話番号：011-204-5099)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の雇用の促進等に関する法律
根拠条項	第32条
処分の概要	障害者就業・生活支援センターの指定の取消
法令の定め	(指定の取消し等) 第32条 都道府県知事は、障害者就業・生活支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。 1 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。 2 指定に関し不正の行為があつたとき。 3 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
処分基準	第32条 都道府県知事は、障害者就業・生活支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。 1 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。 2 指定に関し不正の行為があつたとき。 3 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
処分担当課	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ（電話番号：011-204-5099）
問い合わせ先	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ（電話番号：011-204-5099）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm